

○厚生労働省
経済産業省告示第二号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき、次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

経済産業大臣 齋藤 健

環境大臣 伊藤信太郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	整理番号
9	ブロモメタン（別名臭化メチル）	(2)-39
37	ニトリロ三酢酸	(2)-1276
160	2- <i>t e r t</i> -ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	(5)-6110
237	トリオクチルアミン	(2)-139
		(2)-143

243 *N,N*-ジエチル-*N*-メチル-2-[(2-メチルプロパ-2-エノ(2)-2607
イル)オキシ]エタン-1-アミニウムの塩